

令和3年度 根室市青少年対策推進要綱

【基本方針】

青少年の持つ若い力は、社会に活力を与え将来に向かって社会を発展させる原動力である。未来の社会の担い手となる青少年が、自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を培い、非行に陥ることなく、心身共に健やかにたくましく成長することは、市民すべての願いである。

今日の青少年をめぐる諸問題は、相次ぐ凶悪な犯罪や非行の発生、非正規労働の若者が増加し、フリーターやニートの数の高止まり、薬物乱用等がある。

教育上の課題としては、学力や体力の向上、いじめや不登校児童生徒等や登下校等における不審者等の問題がある。

このような問題は、家庭、学校、地域等広範な領域において様々な要因が複雑に絡み合っ発生し、思いやる心、感動する心、自ら学び考える力等、自立し主体的に行動していくうえでの、社会生活の基本となる資質や能力としての「社会を生きる力の育成」が重要であるとされており、こうしたこと背景には物の豊かな社会、国際化や情報化の進展、都市部への一極集中による過疎化の進展、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行等、社会環境の大きな変化がある。

近年、スマートフォンや携帯ゲーム機をはじめとする情報機器・サービスが急速に普及し大きな利便性をもたらしている一方、深夜や長時間の使用による健康面や学力への影響、児童買春や児童ポルノをはじめとするSNS等に起因する性犯罪、個人情報漏洩によるいじめ等が社会問題となっており、こうした問題を未然に防ぐ対策が必要である。

また、乱暴行為・深夜徘徊は減少しているが、不審者対策や児童虐待等についても、引き続き留意することが必要である。

このため、青少年の人間形成に大きな影響を与える家庭・学校・地域の役割を見つめ直しそれぞれが教育力を高め、青少年が基本的な生活習慣や基礎的な学力を身につけ、豊かな人間性と生きる力を育ていけるよう、青少年に様々な社会体験（労働、奉仕等）、自然体験、文化活動、スポーツ等の機会を提供する等、積極的な取り組みを行う必要がある。

また、非行や不登校等の問題行動、更にはいじめ等について、家庭、学校、地域、関係機関・団体等が連携を強化し、今後も継続して問題の早期発見、早期解決、未然防止に取り組む必要がある。

最近の状況を踏まえて、青少年が安心して諸活動に取り組めるよう、関係機関、関係団体はもとより、市を挙げて、子どもの安全を確保するための対策を講ずる必要がある。

今後、青少年対策を推進するにあたっては、以上のような青少年問題の現状と課題を踏まえ、大人一人ひとりが子どもたちの模範となるとともに、「大人自体が意識を持って」、すべての子どもが「我が子」との思いから家庭、学校、地域を通じて積極的に青少年の健全育成に関わっていくことが重要である。

このため、重点目標を次のとおりとし、青少年健全育成のための諸施策を総合的かつ効果的に推進することを提言する。

【重点目標】

- 家庭における健全育成の啓発強化
- 家庭、学校、地域の連携の強化
- 青少年のための体験活動の充実
- 地域における非行防止活動の推進
- 青少年相談活動の充実強化
- 幼児・児童生徒の安全確保の強化

【主要推進事項】

1 家庭における健全育成の啓発強化

- (1) 父親の家庭教育への参画を促進するとともに、希望する親への支援ばかりではなく、すべての親を対象とした家庭教育支援のための情報を提供し、家庭の教育力向上の普及・啓発に努めます。
- (2) 関係する方々と連携し、子育ての悩みや課題、困難を抱える親の子育て相談等の家庭教育支援に努めます。
- (3) P T A活動や地域の研修会等をとおして、子どもの健全育成を図るための活動支援に努めます。
- (4) 早寝早起き朝ごはん運動等、子どもの生活リズムの向上や食習慣の育成のため、関係機関等と連携し啓発活動をするるとともに、心身の健康増進を支援します。

2 家庭、学校、地域の連携強化

- (1) 家庭や地域が学校と連携を深め、児童・生徒が生き生きと学習に取り組み、充実した学校生活を過ごせるように努めます。
- (2) 学校や地域のスポーツ団体等と連携し、スポーツ活動の情報提供等の充実とスポーツ活動の参加促進を図り、運動能力の向上に努めます。
- (3) 青少年健全育成市民会議の活動の支援を図るとともに、家庭・学校・職場・地域社会及び行政機関が一体となった市民ぐるみの実践活動を展開し、市民の青少年育成意識の高揚に努めます。
- (4) 関係機関との連携を強化し、子どもの虐待の早期発見と防止に努めるとともに、関係者の意識向上に努めます。
- (5) 根室市子ども会育成連絡協議会及び関係団体と連携し、子どもの健全育成を図るため、各種事業を推進します。
- (6) 青少年と家庭・学校・職場・地域との連携を更に深めるため、「おはよう・こんにちは」などの積極的な声かけ・あいさつ運動を推進します。
- (7) いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、いじめの根絶に取り組みます。

3 青少年のための体験活動の充実

- (1) 関係機関等との連携・協力を深め、様々な体験活動をとおして、相互の交流を深めるとともに、コミュニケーション能力の向上を図り、豊かな人間性を育む活動を推進します。
- (2) 関係機関等との連携を深め、青少年の社会奉仕活動、地域づくり活動、高齢者との交流活動等の、社会参加活動を促進します。
- (3) 青少年の社会参加活動に対する関心を高めるため、広報啓発活動を強化します。
- (4) 青少年が、ボランティア活動体験や職業体験をする機会と場の提供等及び指導者の養成等を推進します。
- (5) 地元企業や関係団体と連携・協力し、体験活動や研修会等をとおして、青少年が郷土愛を育み、根室の良さを自覚しながら地元で働く動機付けや、意欲の向上を促進します。

4 地域における非行防止活動の推進

- (1) 街頭補導等の非行防止活動を組織的・計画的に実施するために、各学校・青少年育成団体・警察等関係団体との連携により補導活動の充実強化を図ります。
- (2) 青少年の非行や暴力行為を助長する有害環境等の浄化をするため、関係業者に自粛を促すような住民による地域活動を推進します。また、非行を誘発しやすい環境や条件の改善について、関係者の協力を求めます。
- (3) カラオケボックス、貸しステージ、風俗営業法の適用を受けるパチンコ店・ゲーム店等の業者及び有害図書類の販売業者に対して、青少年の健全育成の立場から、警察等関係機関との連携を図りながら適切な指導及び協力を要請する活動を推進します。
- (4) スマートフォンや携帯ゲーム機をはじめとする情報通信機器やインターネットサービスは、一層多様化しながら青少年の生活全般に浸透しており、それに起因するトラブルや犯罪に遭う被害が全国的に多発していることから、危険防止のため学校や関係機関とより強く連携し、マナーやモラル等の指導に努めます。
また、保護者に対しても正しい知識を普及させ、フィルタリングサービスの重要性や、基本的な生活習慣の確立を図るため、「スイッチオフ22」運動をはじめ、年齢に応じた利用時間の設定等、家庭でのルールづくりについて啓発します。
- (5) 薬物乱用防止の啓発は、中学校・高等学校や警察等の関係機関と連携し、指導資料や啓発資料を提供するとともに、生徒自らが積極的に参加する防止活動を支援します。
- (6) 青少年の飲酒・喫煙・万引・深夜徘徊・暴力・粗暴行為については、家庭の積極的な協力や地域からの情報を得ながら各学校の迅速・適切な指導を支援していきます。

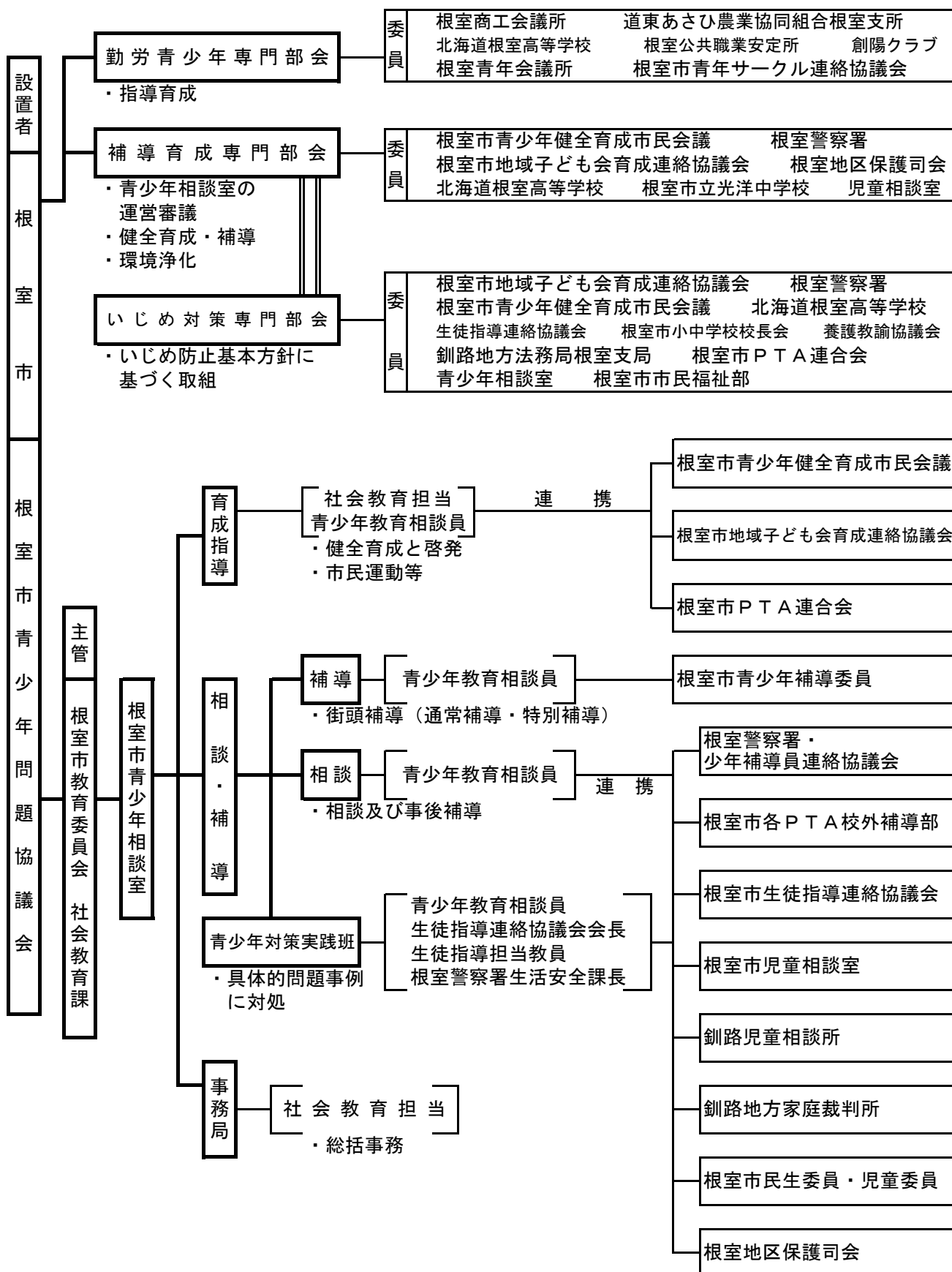
5 青少年相談活動の充実強化

- (1) 急激に変遷する社会状況を反映し、非行や不登校、いじめ等により悩みを抱える青少年や保護者が相談しやすい環境づくりと併せ、学校をはじめとした関係機関や団体との連携強化のため、青少年相談室の開館時間を延長し、相談機会の拡充や相談者の利便性の向上を図ります。
また、地域や学校等の各種研修会に参加し、相談活動の情報提供や情報交換に努め、「いじめ・悩み相談」専用電話（☎23-2859）やインターネット・電子メールによる「いじめ相談室」についても活用を図ります。
- (2) 相談機能の充実を図るとともに、各学校との連携を深めながら、未然防止と早期発見、問題の解決に向けた組織を設置し、体制の強化に努めます。
- (3) 不登校生のための適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」の有効活用を図るため、支援体制と各学校との相談活動を強化し、指導の充実に努めます。

6 幼児・児童生徒の安全確保の強化

- (1) 警察署や市等、関係機関・団体との連携を密にし、事故防止に努めます。
- (2) 不審者情報等は、管内関係者や関係機関・団体に迅速に伝達し、情報の共有化に努めます。
- (3) 不審者に遭遇したとき「子ども110番の家」の活用や助けを求める方法等、児童・生徒への指導を徹底します。
- (4) 地域全体で通学路の安全確保に努めるとともに、子どもが安心して外出できるよう、ボランティアなどによる見守り活動の推進を図り、不審者や事故の防止に取り組みます。
- (5) 広く市民に情報提供や協力を呼びかけ、市民ぐるみでの啓発に努めます。

青少年の育成機構図



根室市青少年相談室の動き一覧（令和2年度）

月 日	内 容 等	備 考
4月 3日	新型コロナ感染症対策の除菌用噴霧器搬入・設置	青少年相談室
〃	不登校児童生徒情報交流（落石中、花咲小）	
7日	情報交流（光洋中）	
8日	情報交流（啓雲中、光洋中、成央放課後教室）	
10日	情報交流（光洋中、啓雲中、成央小）	
16日	全国緊急事態宣言（～5/20まで）	
20日	新型コロナ感染症拡大防止対策のため臨時休校（～5/1まで）	根室市内小中学校
21日	生徒指導担当者会議兼青少年対策実践会議中止（→書面会議へ変更）	事務局（光洋中学校）
5月 1日	臨時休校の延長（～5月10日まで）	根室市内小中学校
11日	分散登校の実施（光洋中、花咲港小／～13日まで）	
13日	臨時休校の延長（～5月31日まで）	根室市内小中学校
14日	分散登校（成央小／1～3年）	
15日	分散登校（成央小／4～6年）	
22日	第70回“社会を明るくする運動”根室市推進委員会街頭啓発等の中止	根室市福祉会館
25日	緊急事態宣言解除	
6月 1日	消毒用玄関マット設置	青少年相談室
〃	令和2年度根室地区青少年運動推進指導員会総会（書面会議）	
2日	次亜塩素酸噴霧器使用中止	青少年相談室
7月 8日	消防点検	消防署員2名
8月24日	根室市要保護児童対策地域協議会	市役所3F会議室
28日	街頭補導実施（第1班）	
9月 4日	街頭補導実施（第2班）	
11日	青少年育成地域合同会議	中標津総合文化会館
〃	街頭補導実施（第3班）	
18日	街頭補導実施（第4班）	
25日	街頭補導実施（第5班）	
10月 2日	街頭補導実施（第6班）	
9日	街頭補導実施（第7班）	
16日	街頭補導実施（第8班）	
20日	消防設備点検	青少年相談室
〃	就学時検診（～21日）	根室市総合文化会館
23日	街頭補導実施（第9班）	※荒天により中止
26日	令和2年度・前期生徒指導(非行・不良行為)状況調査	根室市内小中高校

	内 容 等	備 考
1 1 月 6 日	青少年相談室 PC 設置、及びメール設定	
1 7 日	適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」へPC設置	道東電子サービス
1 9 日	根室市教育講演会、根室市特別支援教育研修会 (北海道教育大学釧路校特任教授：二宮 信一氏)	根室市総合文化会館
1 2 月 1 日	三者面談 (光洋中)	青少年相談室で実施
2 日	学校訪問 (柏陵中)	柏陵中学校
9 日	釧路児童相談所担当者と情報交流	青少年相談室
1 月 2 7 日	根室市要保護児童対策地域協議会	市役所大会議室
2 月 9 ~ 1 1 日	Face Time とロイロノートの使い方 (研修)	海星中学校
1 9 日	第 1 回根室市生徒指導担当者会議兼青少年対策実践会議	光洋中学校校長室 (リモート会議)
2 6 日	不登校情報交流 (光洋中、成央小)	
3 月 8 日	不登校情報交流 (成央小)	
1 1 日	卒業証書授与 (弥生通室生徒・中 3 ~ 2 名)	保護者来室
1 5 日	学校訪問 (北斗小)	
1 9 日	青少年育成運動推進指導員実績報告書提出 (メール)	北海道青少年育成協会
2 3 日	管内青少年育成運動推進委員会監査報告書の郵送	事務局 (羅臼町)

◎市内巡視・・・・・・・・・・・・・・ 9 回
(※都合により中止 1 回)
◎学校・地域訪問・・・・・・・・・・・・ 1 3 回
◎適応指導教室支援・・・・・・・・・・・・ 2 5 回
◎相談対応・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 回
◎電話による他機関との連携・・・・ 1 6 0 回
◎来 客・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 6 人